

昭和三十九年労働省令第八号

賃金構造基本統計調査規則

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項及び第十二条第二項の規定に基づき、賃金構造基本統計調査規則を次のように定める。

（省令の目的）

第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基本統計である賃金構造基本統計を作成するための調査（以下「調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二条 調査は、労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等と、賃金との関係を明らかにすることを目的とする。

（定義）

第三条 この省令で「事業所」とは、事業の行なわれる一定の場所をいう。

2 この省令で「事業主」とは、事業を事実上管理する者をいう。

（調査の範囲）

第四条 調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する事業所であつて、常用労働者十人以上を雇用するもの（国又は地方公共団体の事業所（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号に規定する地方公営企業に係る事業所を除く。）以外の事業所に限る。）及び常用労働者五人以上九人以下を雇用するもの（国若しくは地方公共団体の事業所 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一号に規定する行政執行法人（次条第一号トにおいて「行政執行法人」という。）の事業所又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の事業所以外の事業所であつて、常用労働者五人以上九人以下を雇用する企業に属するものに限る。）並びにこれらの事業所に雇用される労働者について行う。

一 鉱業 採石業、砂利採取業
二 建設業
三 製造業
四 電気・ガス・熱供給・水道業
五 情報通信業

六 運輸業、郵便業
七 卸売業、小売業
八 金融業、保険業
九 不動産業、物品賃貸業
十 学術研究、専門・技術サービス業
十一 宿泊業、飲食サービス業
十二 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）
十三 教育、学習支援業
十四 医療、福祉
十五 複合サービス事業
十六 サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

2 調査は、前項に規定する事業所のうち、一定の方法により抽出されたもの（以下「調査事業所」という。）及び調査事業所に雇用される労働者のうち、一定の方法により抽出されたもの（以下「調査労働者」という。）を対象として行う。ただし、調査事業所の事業主（厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所の事業主を除く。以下単に「調査事業所の事業主」という。）が希望する場合には当該事業所の全労働者を、一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の報告義務者」という。）が希望する場合には当該企業に属する全部又は一部の調査事業所の全労働者を対象として行うことができる。

（調査事項）

第五条 調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

一 調査事業所に関する次に掲げる事項
イ 事業所の名称
ロ 事業所の所在地
ハ 法人番号
ニ 主要な生産品の名称又は事業の内容
ホ 雇用形態別労働者数
ヘ 企業全体の常用労働者数
二 調査労働者に関する次に掲げる事項
イ 性
ロ 雇用形態
ハ 就業形態（常用労働者に限る。）
ニ 最終学歴（常用労働者に限る。）
ホ 新規学卒者への該当性（一般労働者に限る。）
ヘ 年齢
ト 勤続年数（常用労働者に限る。）

チ 役職（常用労働者十人以上を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者であつて、別表第一に掲げる役職の労働者であるものに限る。）
リ 職種（別表第二に掲げる職種をいう。）
ヌ 経験年数（常用労働者十人以上を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者に限る。）
ル 実労働日数
ロ 所定内実労働時間数
ワ 超過実労働時間数
カ きまつて支給する現金給与額
コ 超過労働給与額
ク 昨年一年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）

レ 在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄（特定技能の在留資格にあつては、二の表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含む。）及び別表第二の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。）（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者を除く。）である常用労働者に限る。）（調査の期日等）

第六条 調査は、毎年六月三十日現在（給与締切日の定めがある場合には、六月における最終給与締切日現在）について行う。ただし、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 前条第二号ルからヨまでに掲げる事項 調査を実施する年の六月一日から六月三十日までの期間（給与締切日の定めがある場合には、当該期間における最終給与締切日以前一月間）について行う。
二 前条第二号タに掲げる事項 調査を実施する年の前年の一月一日から十二月三十一日までの期間について行う。ただし、調査を実施する年の前年の一月二日以降に雇用された調査労働者のうち、七月一日以前に雇用されたものについては雇用の日から一年間、七月二日以降に雇用されたものについては雇用の日から調査を実施する年の六月三十日までの期間について行う。

（調査票）

第七条 調査に用いる調査票は、別記様式とする。

（報告義務）

第八条 調査事業所の事業主及び一括調査企業の報告義務者に対しては、前条の調査票を配布するものとする。

2 前項の規定により調査票の配布を受けた調査事業所の事業主は、第五条に掲げる事項をその調査票又はこれに準ずる様式（以下「調査票等」という。）を用いて報告しなければならない。

3 第一項の規定により調査票の配布を受けた一括調査企業の報告義務者は、一括して当該企業に属する全ての調査事業所に係る第五条に掲げる事項を調査票等を用いて報告しなければならない。

4 前二項の報告は、調査を実施する年の七月三十一日までに、調査事業所の事業主にあつては当該調査事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長に、一括調査企業の報告義務者にあつては厚生労働大臣に対して、調査票等を提出することによつて行わなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により厚生労働大臣が調査票等の回収に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合にあつては、調査事業所の事業主又は一括調査企業の報告義務者は、調査票等を、調査を実施する年の七月三十一日までに当該民間事業者に提出することにより第二項又は第三項の報告を行うものとし、当該民間事業者は、当該調査票等を厚生労働大臣の定める期限までに提出しなければならない。

（光ディスクによる報告）

第八条の二 前条第二項及び第三項の報告は、第五条に掲げる事項を別記様式に準ずる様式により記録した光ディスクを用いて報告することをもつてこれに代えることができる。

（光ディスクに貼り付ける書面）

第八条の三 前条の光ディスクには、調査事業所の事業主にあつては第一号及び第二号に掲げる事項その他必要な事項を、一括調査企業の報告義務者にあつては第一号から第三号までに掲げる事項その他必要な事項を貼り付け、調査事業所の事業主にあつては第一号に掲げる事項その他必要な事項を、一括調査企業の報告義務者に

あつては第一号及び第四号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 賃金構造基本統計調査である旨
二 報告を行う調査事業所又は一括調査企業の名
三 当該一括調査企業に属する調査事業所の数
四 当該一括調査企業に属する調査事業所の名称の一覧

(電子情報処理組織による報告)

第八条の四 第八条第二項及び第三項の報告は、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイルから入手した調査票(以下「電子調査票」という。)により、厚生労働省の使用に係る電子計算機と調査事業所の事業主又は一括調査企業の報告義務者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合における第八条第二項及び第三項の報告は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に対して行うものとする。

2 前項の電子調査票は、別記様式による。

3 第一項の規定により報告する場合は、次に掲げる技術的基準に適合する電子計算機を使用しなければならない。

一 電子調査票に入力できる機能
二 厚生労働省の使用に係る電子計算機と通信できる機能

4 第一項の規定により行われた報告は、同項の厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に厚生労働大臣に到達したものとみなす。

(調査票等の審査等)

第九条 都道府県労働局長は、第八条第四項又は第五項の規定により調査事業所の事業主から提出された調査票等(所轄労働基準監督署を経由して提出されたものを含む。)を審査し、当該調査票等及び第八条の二の規定により調査事業所の事業主から提出された光ディスク(第八条の三の規定により必要な書面が添付されたものをいい、所管労働基準監督署を経由して提出されたものを含む。第三項において同じ。)を、厚生労働大臣が定める期限までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、第八条第四項若しくは第五項又は第八条の二の規定により調査事業所の事

業主又は一括調査企業の報告義務者から提出された調査票等又は光ディスクの内容、前条第一項の規定により同大臣に報告された電子調査票及び前項の規定により都道府県労働局長から提出された光ディスクの内容を審査しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次条第二項の規定により厚生労働大臣が前項に規定する審査に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合にあつては、当該民間事業者が同項の審査を行い、厚生労働大臣が定める期限までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、都道府県労働局長は、当該民間事業者に、第一項の規定による光ディスクの提出を行うものとする。

(調査の実施)

第十条 厚生労働大臣は、調査事業所の事業主又は一括調査企業の報告義務者に対する必要な指導、調査票の配布その他の調査の実施に伴う事務の一部を都道府県労働局長に行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、調査事業所の事業主又は一括調査企業の報告義務者に対する必要な指導、調査票の配布その他の調査の実施に伴う事務の一部を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結することができる。

3 都道府県労働局長は、労働基準監督署長に第一項の事務の一部を行わせることができる。

第十一条 削除

(統計調査員)

第十二条 調査の事務に従事させるため必要があるときは、法第十四条の規定により、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査に関する諸般の事務を行う。

(立入検査等)

第十三条 前条に規定する統計調査員その他の調査の事務に従事する職員は、法第十五条第一項の規定により、必要な場所に立ち入り、第五条各号に掲げる事項について、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の調査の事務に従事する職員は、法第十五条第二項の規定により、その身分を示す証明

書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(国の行う事業の調査)

第十四条 厚生労働大臣は、国の行う事業に係る調査の実施については、当該主務大臣に対して、その協力を求めるものとする。

(結果の公表)

第十五条 厚生労働大臣は、調査の結果を速やかに公表するものとする。

第十六条 削除

(関係書類の保存)

第十七条 厚生労働大臣は、第八条第四項又は第五項の規定により提出された調査票等、第八条の二の規定により提出された光ディスク、第八条の四第一項の規定により報告された光ディスク、第二項の規定により厚生労働大臣が審査した電子調査票並びに同条第一項又は第三項の規定により提出された調査票等、光ディスク又は電子調査票にあつては調査を実施した年の六月三十日から二年間、当該調査票等、光ディスク又は電子調査票の内容が記録されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録にあつては永年保存しなければならない。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 賃金実態総合調査規則(昭和三十六年労働省令第十二号)は、廃止する。ただし、同省令第十七条及び附則第二項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

附 則

附 則 (昭和四〇年四月二八日労働省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四一年四月三〇日労働省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四二年四月二八日労働省令第一二二号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四三年四月三〇日労働省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四四年五月一四日労働省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四五年五月二九日労働省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四六年四月二二日労働省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年五月二四日労働省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月一五日労働省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月一五日労働省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年四月一五日労働省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年五月一一日労働省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月二〇日労働省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年六月五日労働省令第二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一月二二日労働省令第一号)

この省令は、昭和五十八年一月二十三日から施行する。

附 則 (昭和五八年五月三一日労働省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一五日労働省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年四月一八日労働省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月二三日労働省令第一一号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月二七日労働省令第一三三三)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月二五日労働省令第三一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。

附 則（平成二一年三月三〇日労働省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月三〇日労働省令第一号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年一〇月三一日労働省令第四一號）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改正をした上、使用することができる。

附 則（平成二二年一二月二七日労働省令第五〇号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二三年二月二日厚生労働省令第一一號）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年二月二日厚生労働省令第一四号）

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二四年九月三〇日厚生労働省令第三〇号）

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二五年三月二日厚生労働省令第七一號）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 日本郵政公社法等の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成十五年総務省令第十七号。以下この条において「総務省整備省令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金、船員保険年金等、国民年金及び労働者災害補償保険年金等の振替預入に関し郵便貯金規則等の特例を定める省令（昭和四十三年郵政省令第十四号）第二条第一項の請求を郵政官署に行ったことにより、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において同項の振替預入により同令第一条に規定する厚生年金、船員保険年金等又は国民年金の払渡しを受けるものとされている者にあっては、施行日において、船員保険法施行規則第七十五条ノ三第一項、厚生年金保険法施行規則第三十九条第一項、第五十五条第一項若しくは第七十二条第一項、国民年金法施行規則第二十一条第一項、昭和六十一年改正省令附則第八條の規定により読み替えられた同令による改正前の国民年金法施行規則第二十一条第一項若しくは昭和六十一年改正省令附則第十四条の規定により読み替えられた同令による改正前の厚生年金保険法施行規則第三十九条第一項、第四十三条の十一第一項、第七十五条第一項、第七十二条第一項若しくは第七十六条の三第四項又は平成十四年改正省令附則第七十六条の三第四項又は平成十四年改正省令附則第七十六条の三第四項の規定に基づき、郵便振替口座の口座番号として総務省整備省令第一条の規定による廃止前の自動払込みの取扱いに関する省令（昭和五十七年郵政省令第六号）第四条の三第一項後段の加入の申込みにより開設した郵便振替口座の口座番号を記載した届書を厚生労働大臣に提出したものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成二六年三月一〇日厚生労働省令第二五号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 屋外労働者職種別賃金調査規則（昭和三十三年労働省令第二十号）は、廃止する。

第三条 調査の期日がこの省令の施行の日前に属する賃金構造基本統計調査及び屋外労働者職種別賃金調査については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年四月二七日厚生労働省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二五日厚生労働省令第四五号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第二号の改正規定は、平成二十一年に実施する調査から適用し、平成二十年に実施する調査については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年三月二九日厚生労働省令第四一號）

1 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の薬事工業生産動態統計調査規則第七条、医療施設調査規則第九条、患者調査規則第九条、毎月勤労統計調査規則第十六条、賃金構造基本統計調査規則第八条又は国民生活基礎調査規則第十条の規定により調査の申告を求められている者は、それぞれこの省令による改正後の薬事工業生産動態統計調査規則第七条、医療施設調査規則第九条、患者調査規則第九条、毎月勤労統計調査規則第十六条、賃金構造基本統計調査規則第八条又は国民生活基礎調査規則第十条の規定により調査の報告を求められた者とみなす。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の人口動態調査令施行細則様式第一号から様式第五号まで、薬事工業生産動態統計調査規則第一号様式、第二号様式若しくは第四号様式から様式第五号まで、毎月勤労統計調査規則第一号様式、第二号様式若しくは第四号様式から第六号様式まで、毎月勤労統計調査規則様式第一号から様式第五号まで又は賃金構造基本統計調査規則様式第一号若しくは様式第二号の調査票は、それぞれこの省令による改正後の

人口動態調査令施行細則様式第一号から様式第五号まで、薬事工業生産動態統計調査規則第一号様式、第二号様式若しくは第四号様式から第六号様式まで、毎月勤労統計調査規則様式第一号から様式第五号まで又は賃金構造基本統計調査規則様式第一号若しくは様式第二号の調査票とみなす。

附 則（平成二二年一二月二八日厚生労働省令第一六七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月三〇日厚生労働省令第七三號）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年二月一六日厚生労働省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一一號）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月一四日厚生労働省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月二三日厚生労働省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 役職（第五条関係）

部長級
課長級
係長級
職長級
その他役職

別表第二 職種（第五条関係）

管理的職業従事者

研究者

電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く。）

機械技術者

輸送用機器技術者

金属技術者

化学技術者

建築技術者

土木技術者

測量技術者

システムコンサルタント・設計者

ソフトウェア作成者

その他の情報処理・通信技術者

他に分類されない技術者

医師

歯科医師

獣医師

薬剤師

保健師

助産師

看護師

准看護師

診療放射線技師

臨床検査技師

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士

歯科衛生士

歯科衛生士

栄養士

その他の保健医療従事者

保育士

介護支援専門員（ケアマネージャー）

その他の社会福祉専門職業従事者

法務従事者

公認会計士、税理士

その他の経営・金融・保険専門職業従事者

幼稚園教員、保育教諭

小・中学校教員

高等学校教員

大学教授（高専含む。）

大学准教授（高専含む。）

大学講師・助教（高専含む。）

その他の教員

宗教家

著述家、記者、編集者

美術家、写真家、映像撮影者

デザイナー

音楽家、舞台芸術家

個人教師

他に分類されない専門的職業従事者

庶務・人事事務員

企画事務員

受付・案内事務員

秘書

電話応接事務員

総合事務員

その他の一般事務従事者

会計事務従事者

生産関連事務従事者

営業・販売事務従事者

外勤事務従事者

運輸・郵便事務従事者

事務用機器操作員

販売店員

その他の商品販売従事者

販売類似職業従事者

自動車営業職業従事者

機械器具・通信・システム営業職業従事者（自動車を除く。）

金融営業職業従事者

保険営業職業従事者

その他の営業職業従事者

介護職員（医療・福祉施設等）

訪問介護従事者

看護助手

その他の保健医療サービス職業従事者

美容・美容師

美容サービス・浴場従事者（美容師を除く。）

クリーニング職、洗張職

飲食物調理従事者

飲食物給仕従事者

航空機客室乗務員

身の回り世話従事者

娯楽場等接客員

居住施設・ビル等管理人

その他のサービス職業従事者

警備員

その他の保安職業従事者

農林漁業従事者

製銃・製鋼・非鉄金属製錬従事者

鋳物製造・鍛造従事者

金属工作機械作業従事者

金属プレス従事者

鉄工、製缶従事者

板金従事者

金属彫刻・表面処理従事者

金属溶接・溶断従事者

その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）

化学製品製造従事者

窯業・土石製品製造従事者

食料品・飲料・たばこ製造従事者

紡織・衣服・繊維製品製造従事者

木・紙製品製造従事者

印刷・製本従事者

ゴム・プラスチック製品製造従事者

その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く。）

はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者

電気機械器具組立従事者

自動車組立従事者

その他の機械組立従事者

はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者

自動車整備・修理従事者

その他の機械整備・修理従事者

製品検査従事者（金属製品）

製品検査従事者（金属製品を除く。）

機械検査従事者

画工、塗装・看板制作従事者

製図その他生産関連・生産類似作業従事者

鉄道運転従事者

バス運転者

タクシー運転者

乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く。）

営業用大型貨物自動車運転者

営業用貨物自動車運転者（大型車を除く。）

自家用貨物自動車運転者

その他の自動車運転従事者

航空機操縦士

車掌

他に分類されない輸送従事者

発電員、変電員

クレーン・ウインチ運転従事者

建設・さく井機械運転従事者

その他の定置・建設機械運転従事者

建設躯体工事従事者

大工

配管従事者

その他の建設従事者

電気工事従事者

土木従事者、鉄道線路工事従事者

ダム・トンネル掘削従事者、採掘従事者

船内・沿岸荷役従事者

その他の運搬従事者

ビル・建物清掃員

清掃員（ビル・建物を除く）、廃棄物処理従事者

包装従事者

他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者

[illegible]